

彫刻のまちガイドブック製作業務委託仕様書

1 業務の名称

彫刻のまちガイドブック製作業務

2 業務の目的

宇部市はときわ公園をはじめ、市内に200点以上の野外彫刻が常設展示される彫刻のまちとして知られている。しかしながら、山口県外からの集客力が低いことが課題となっている。「UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）」の情報発信を、県外へとより積極的に展開していくため、大都市圏から宇部市への来訪を促すようなガイドブックを発行する。本業務のガイドブックを通じて、「UBEビエンナーレ」や、「彫刻のまち」の魅力・価値を広く発信し、その知名度向上を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 事業概要

(1) 名称

企画提案書にて提案すること。

(2) 対象者

20～40歳

(3) 配布エリア

東京、大阪、広島、福岡

(4) 編集方針・コンセプト

- ① 「UBEビエンナーレを見に行ってみたい」「彫刻のまちである宇部市に行ってみたい」と感じさせるような内容にすること。
- ② 写真・デザイン・イラストは、テーマ、内容に沿ったクリエイターを起用し、対象者にUBEビエンナーレの魅力を視覚的に感じさせるものにすること。ただしUBEビエンナーレロゴは既存のものを使用すること。

(5) 誌面構成

下記の項目を必須項目とする

- ① UBEビエンナーレの歴史
- ② 第30回UBEビエンナーレについて
- ③ 彫刻にまつわる市民の活動について
- ④ 彫刻教育など宇部市の活動について
- ⑤ 市内の彫刻のモデルコース

⑥ 東京・大阪・広島・福岡からのアクセスマップ

(6) 送付先の提案

① ガイドブックを手にとってもらいやすい場所や機会、ガイドブックの効果的な送付先について提案すること。※山口県内の施設、全国の各美術館などには送付経験があるため、それ以外の送付先の提案が望ましい。

② 提案した送付先、配布方法について、送付の許可や配布協力などの手配を行うこと。
送付作業については宇部市が行う。

5 業務概要

(1) 編集会議の開催

宇部市と受託事業者で構成する「編集会議」を設置する。

会議は、必要に応じて随時開催する。

(2) ガイドブック製作業務

受託事業者は、ガイドブックに関する以下の業務を行う。

① 情報収集と企画作業

② デザインレイアウト及びレイアウト台割り作業

③ 文章作成、写真撮影、イラスト作成、取材等コンテンツ作成業務

④ その他、編集に必要な業務

(3) 印刷及び製本、データ化業務

ガイドブックを印刷し、製本、データ化する。

(4) UBEビエンナーレ公式ウェブサイト、宇部市ウェブサイト等において、ガイドブックの閲覧ができるようデータを提供すること。

(5) 効果的な送付先の提案とその手配（送付作業は宇部市が行う）

6 仕様

(1) 判型

A5サイズ 4色フルカラー

(2) 紙質

指定なし

※ただし選択した紙質を企画提案書で示すこと

(3) ページ数

24ページ程度（表紙及び裏表紙含む）

(4) 発行部数

10,000部

(5) 発行回数

1回

- (6) 発行時期
令和6年3月頃

7 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置くとともに業務のメイン担当を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、ガイドブックの構成、コンセプト、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

(3) 業務報告

本業務が完了したときは、委託業務実績報告書を本市に提出して検査を受けること。なお報告書には、委託業務の実施内容及び成果を含めること。

(4) 本業務内で撮影した写真データ

本業務内で撮影した写真データ（借用物は除く）については、本市に納品し本業務以外でも使用できるものとする。

(5) ガイドブックに記載されたテキスト

本市はガイドブックに記載されたテキスト情報を翻訳アプリ等で翻訳し公開することができるものとする。

8 成果品

(1) ガイドブック本品

jpeg形式、PDF形式で電子媒体にて、デジタルデータも納品する。

(2) 版下（実データ）及び本業務内で撮影した写真データ（借用物は除く）

※実データは、PDF形式とする。

※写真データは、jpeg形式で電子媒体にて納品する。

(3) 委託業務完了報告書（任意様式） 1部

9 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、宇部市文化振興課とする。

10 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製、他に公表してはならない。

また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

11 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

12 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受託事業者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。